



発行 東京都

目次

告示

●特定計量器定期検査の実施(六件).....

.....(生活文化スポーツ局計量検定所検査課).....

公告

○開発行為に関する工事完了.....

.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課).....

告示

●東京都告示第百八十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年三月二日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 中野区

二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。  
三 検査期日 令和五年四月五日から同年五月二十六日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)  
四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。  
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第百八十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。  
令和五年三月二日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 荒川区

二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。  
三 検査期日 令和五年四月三日から同年五月十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。  
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。  
五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第百八十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。  
令和五年三月二日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 渋谷区

二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。  
三 検査期日 令和五年四月三日から同年五月二十四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。  
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区

新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関 の名称

●東京都告示第百八十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年三月二日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 新宿区、文京区及び目黒区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和五年四月三日から同年五月十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関 の名称

●東京都告示第百八十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年三月二日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 立川市、武蔵野市、小平市、東村山市、国分寺市、清瀬市、東久留米市及び西東京市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 令和五年四月三日から同月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関 の名称

●東京都告示第百八十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二

項の規定により告示する。

令和五年三月二日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市及び瑞穂町

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 令和五年四月二十四日から同年六月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関 の名称

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年三月二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

開発区域又は工区に 許可を受けた者の  
含まれる地域の名称 住所及び氏名

東村山市秋津町二丁目十二番 西東京市芝久保町四丁目二

三、同番三十三及び同番三十 十六番三号

株式会社東栄住宅

<p>三鷹市大沢一丁目千二百六十四番五及び千二百六十九番十 二 東久留米市南町一丁目六十八番一の一部、同番三、同番七及び同番八（第一工区） 東久留米市南町一丁目六十八番四（第二工区） 小金井市東町二丁目六十四番五及び六十五番二</p>	<p>代表取締役 佐藤 千尋 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦 東久留米市南町二丁目三番十九号 秋田 貞夫 東久留米市南町二丁目三番十九号 秋田 貞夫 中央区日本橋室町三丁目二番一号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹</p>

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

